

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書

年 月 日

川口市長 様

該当事由について以下の通り。

- ①期間内に管理票の写しが送付されなかった場合
②所定事項が未記載であった場合
③管理票に虚偽記載があった場合
④収運・処分事業者側で事業が困難又は事業範囲が変更となった場合
⑤収運・処分事業者の許可が取り消された場合。

すべて記載することが出来ない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。他の項目も同じ。

あつては、名

の 29 の規定に基づき、次のとおり報告します。

管	番 号	①0123456789 ②1234567890 ③2345678901（計3回交付）
	年 月 日	①2026年4月5日 ②2026年4月9日 ③2026年5月10日
運搬 産業	委託した 物の種類	1 特別管理産業廃棄物（ 2 その他の産業廃棄物（廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず）
運搬又 産業	を委託した 物の数量	① ○市××町□□番△△号 5m ³ ② ○市××町□□番△△号 15m ³ ③ ○市××町□□番△△号 20m ³
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～④に該 当する場合にあつては、当該 事由が生じた年月日		① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき （ 年 月 日） ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき （ 年 月 日） ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日）
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	〇〇株式会社
	住 所	〇〇市××町□□番△△号
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		マニフェストE票が未返却であるため、処分業者である 株式会社△△産業へ電話 連絡したところ、処理は完了していたが返却を失念していたことが判明した。
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容		排出事業者としてマニフェストの受渡確認を徹底すること。処分業者に法律を順守するように指導して再発防止に努めた。

複数ある場合は、発生場所ごとに記入すること。

措置済みでない場合は、具体的な措置計画を必ず記載すること。

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
- (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
 - ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
 - ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
 - ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
 - ⑤の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)